

2018年9月6日

各位

株式会社北洋銀行

## 平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆さまへの

### ご相談・お手続きについて

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

株式会社北洋銀行(頭取 安田 光春)は、このたびの地震により被害を受けられた皆さまに対しまして、下記のお手続きをさせていただくこととしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 各種のご相談・お手続きについて

- (1) 預金証書、通帳、キャッシュカード、お届印を紛失された方は、預金者ご本人であることを確認のうえ、お支払いの手続きをさせていただきますので、ご相談ください(ご本人さまを確認できる資料をできるだけお持ちください)。
- (2) 定期預金等の期限前のお払戻しが必要な場合、もしくは定期預金を担保とする貸付についてもご相談ください。
- (3) 今回の災害による障害のため支払期日が経過した手形については、関係金融機関と話し合いのうえ取立に応じることとしておりますので、ご相談ください。
- (4) 災害時における手形、小切手の不渡り処分や電子記録債権の取引停止処分等については、ご相談ください。
- (5) 汚れた紙幣・硬貨の両替等は、窓口にご相談ください。
- (6) 国債を紛失した場合は、窓口にご相談ください。
- (7) 災害復旧に向けた各種ご融資やお借入れ資金のご返済は、各営業店の融資窓口に「ご相談窓口」を設けておりますので、ご相談ください。
- (8) なお、地震で被害を受けたお客さまを支援するため「地震被害対策資金」の取扱いも新たに開始いたします。
- (9) ダイレクトバンキング(インターネットバンキング、データ伝送等)は、システムは稼働中です。
- (10) 外国為替関連で緊急を要する場合は、窓口にご相談ください。

##### 2. 各種窓口

営業中の北洋銀行本支店窓口(営業中の店舗について弊社ホームページをご確認ください)。

以上